

兵庫県公報

平成19年9月28日

第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

○有害興行の指定（青少年課）	ページ 1
----------------------	-------

告 示

兵庫県告示第988号の4

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

平成19年9月28日

兵庫県知事 井戸 敏三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残酷性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	F U C K	アミューズソフトエンタテインメント
同	ワイセツ和尚 女体筆いじり	オーピー映画
同	いくつになってもやりたい男と女	新東宝映画
同	ピーターパンの公式	エスピーオー
同	人が人を愛することのどうしようもなさ	東映ビデオ
同	性執事 私を、イカして！	新日本映像
同	変態穴覗き 草むらを嗅げ	オーピー映画